

質問回答

NO.	質問	回答
1	[別添2仕様書 3. 業務内容（2）②] ”過去の生息情報や本種が好む生息環境の特性等から予測した生息ポテンシャル”と記載がありますが、既に予測されたデータが貸与されるという認識でよろしいでしょうか。	”過去の生息情報や本種が好む生息環境の特性等から予測した生息ポテンシャル”につきましては、既予測データの貸与はございません。
2	[仕様書 3.（2）③] 文献等調査について、対象となる文献等（既存の文献、公開情報、環境省が貸与する調査結果等）はどれぐらいの数を想定されていますか。	環境省から貸与する調査報告書としては、5～10式程度を想定しております。その他につきましては、入札参加者において想定願います。
3	[仕様書 3. 業務内容（2）④] 有識者へのヒアリングにて、有識者へのヒアリングの実施回数は延べ24回以上とするとありますが、延べのヒアリング回数には同じ有識者のヒアリングの回数を含めても良いのでしょうか。	延べのヒアリング回数には同じ有識者のヒアリングの回数を含めて構いません。
4	[仕様書 3. 業務内容（2）④] 有識者へのヒアリングにて、謝金の支払いが一人当たり4時間分を上限とありますが、ヒアリング1回あたりの上限の時間が4時間と考えて良いのでしょうか。あるいは複数回行う場合であっても有識者ひとり当たりのヒアリング時間が計4時間を超えないようにするという意味でよろしいのでしょうか。	1回のヒアリング当たりの有識者に支払う謝金の上限が4時間分という意味です。
5	[仕様書 3.（2）⑤] 現地調査について、北海道と東北地方に関して、履行期間中は当該地域に調査対象種が生息していない（繁殖時期と異なる）ことが考えられますが、どのような内容の現地調査を想定されていますか。	ご質問いただいた内容は提案書の要求要件の現地調査の方法に係るものとなるため、貴社においてご検討ください。
6	[仕様書 3.（2）⑤] 現地調査について、1ヵ所あたりの想定調査員数、日数、回数をご教示ください。	ご質問いただいた内容は提案書の要求要件の現地調査の方法に係るものとなるため、貴社においてご検討ください。
7	別添2仕様書 3. 業務内容(3) 現在作成中である「猛禽類保護の進め方（改訂第3版）」（仮称）、「チュウヒ保護の進め方（改訂版）」について、ご提供又は閲覧させていただくことは可能でしょうか。	「猛禽類保護の進め方（改訂第3版）」（仮称）については、提供は不可となりますが、閲覧は令和8年8月28日(金)16時00分まで（平日の10時から16時まで（12時から13時は除く）に限る）自然環境局野生生物課において可能です。ただしコピーは不可です。閲覧をご希望される場合には以下の連絡先までに閲覧日時の候補日（複数）をご連絡願います。なお、「チュウヒ保護の進め方（改訂版）」は存在しません。 連絡先：環境省自然環境局野生生物課計画係 （shizen_yasei@env.go.jp）
8	別添2仕様書 3. 業務内容(3) 令和7年度に実施された「『猛禽類保護の進め方』改訂検討会」および「チュウヒ保護の進め方改訂検討会」の議事要旨をご提供又は閲覧させていただくことは可能でしょうか。	希少野生動植物種の生息状況に関する情報が含まれているため、「『猛禽類保護の進め方』改訂検討会」の議事要旨の提供及び閲覧は不可です。なお、「チュウヒ保護の進め方改訂検討会」は存在しません。